

議 事 録 抄 本

令和 7 年 7 月

福崎町農業委員会

令和7年7月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 7月23日(水) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	-	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席者】 3番 前田 泰良

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
4番 山本 徳雄	16番 松岡 隆子

【署名人】

7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子
----------	----------

<案件>

議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 2件

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 3件

~~議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について~~

~~(知事許可) 1件~~

議案第17号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理) 1件

報告第1号	農地使用貸借の合意解約通知について	1件
報告第2号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	4件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について (委員会受理)	1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会7月定例会を開催します。

本日、前田委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

7番	山口 金丸	8番	植岡 洋子
----	-------	----	-------

委員をお願いします。

議案第16号につきましては、引き下げがあったため本定例会では審議いたしません。そのため議案第14号、議案第15号及び議案第17号の3議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 5番：資料1～3ページをご覧ください。願出地は、XXXXXXXXXXが庄新池から南西約100m、XXXXXXXXXXが庄新池から西約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、20年以上前から道路及び水路になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 14 号 5 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 5 番：現地では、[]は道路及び水路となっており、[]は道路とその法面となっていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 14 号 5 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 今後、こういった道路や水路の一部になっている土地はどうなっていくんですか。

(事務局) []は水路と町道敷、[]は県道敷です。[]については現状を県に伝えております。[]は道路部局等に伝えております。実際は道路の担当に聞きますと、町や県に寄付するには所有者が分筆行い寄付することになっておりますので今すぐというのは難しいかと思います。何かあった際には分筆し寄付してもらうという形になりますが、今はこのままにせざるを得ない状況ときいております。

(山口委員) 農地でないことの証明願ですが、願出地は課税されている土地でしょうか。

(事務局) 確認しましたが、現況が道路になっているため非課税でした。

(山口委員) 相続等が発生した際にどうなっていくのかと思います。

(事務局) []は 1 筆全てが官地になっているので問題が少ないかもしれませんが、[]は一部民地に残っているため山口委員がおっしゃっているような問題は先送りにはなってしまいます。また、このような土地が他にもあるようで 1 筆 1 筆を処理していくのは難しいと聞いております。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 14 号 5 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 14 号 5 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 5 番について、原案の通り証明することといたします。

次に、議案第14号 6 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 6 番：資料 4 ページをご覧ください。願出地は、長目公民館から南東約 300 mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、昭和 50 年頃から宅地になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 14 号 6 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 6 番：現地では、すでに倉庫が建っていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 14 号 6 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 14 号 6 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 14 号 6 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 6番について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 13番：資料5ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から南約250mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲渡人の[]は将来の農地相続に不安を感じていたところ、代わりに管理等を行っていた[]へ今回所有権を移転するために申請が出てきております。併せて[]も購入所定です。取得後は果樹・野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第15号 13番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 13番：現地では、すでに耕作をされており、果樹が植わっていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第15号 13番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第15号 13番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 15 号 13 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 13番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 15 号 14 番・15 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 14 番・15 番：関連議案のため併せて説明させていただきます。資料 6・7 ページをご覧ください。申請地は、[REDACTED]が加治谷公民館から東約 600m、[REDACTED]が加治谷公民館から東約 800mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、交換による所有権移転です。両申請とも譲受人の自宅の近くということで、申請者の先代から交換の話が出ておりました。[REDACTED]の相続手続きが終了したため、今回申請が出てきております。取得後は[REDACTED]が野菜、[REDACTED]は水稻を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 15 号 14 番・15 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(委 員) 14 番・15 番：現地では、14 番は管理されていることまた、15 番はすでに水稻がされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 15 号 14 番・15 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 15 号 14 番・15 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 15 号 14 番・15 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 14番・15番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 17 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第17号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理)

(事務局) 3 番：資料 10・11 ページをご覧ください。届出地は、長目公民館から南東約 150m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この届出は、自己所有地の一部を農業用施設用地として転用するものです。倉庫は既に建設されているため始末書付での届出となっています。自己所有農地を農業用施設のために転用する際、転用する面積が 200 m²未満であれば、農地法第 4 条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。また、議案第 16 号が取下げられましたので本議案に関しましては、議案第 16 号の再申請がなされましたら受理書を交付いたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 17 号 3 番について、現地調査済ですので報告願います。

(山本委員) 3 番：現地では、すでに倉庫が建っていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 17 号 3 番について、質疑はありませんか。
岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) 始末書付きとありますが、以前ありました西大貫の[]の件は元に戻させましたが、今回は始末書だけでいいんですか。同じ違反だと思いますが、違いは何ですか。

(事務局) []の件に関しては農用地で違反転用を行っていました。議案第 17 号の件に関しましては、申請または届出をすれば転用ができる土地です

が、先にされているので始末書での追認という形になります。

(岡推進委員) 先にしてはいけないんじゃないですか。

(事務局) もちろん、先にするのはいけません。そこで、元に戻せになるのか始末書で転用できるのかは対象農地が追認が可能かどうかによって判断しております。

(山口委員) 農業用倉庫ということですがどのくらいの面積を耕作されていますか。

(事務局) 耕作面積は約4反です。

(山口委員) 毎年作付けはされているんですか。それとも農地を所有しているだけですか。

(事務局) 貸借等はされていないので自己所有で管理・耕作されている農地になります。

(山口委員) 水稻作付状況表では作付けされていることが確認できるんですね。

(事務局) 経営面積では問題ないと判断しております。水稻作付状況表までは確認しておりません。

(山口委員) 農業用倉庫にしては立派な建物なので、本当に水稻をされているのか聞きたかったんです。

(議長) 後藤推進委員、地元の方ですが申請者の状況どうでしょうか。

(後藤推進委員) 家族も含めてよくされています。

(議長) 他に質疑はありませんか。
埴岡推進委員どうぞ。

(埴岡推進委員) 先ほど同一申請者で取下げのあった議案第16号がありましたが、その議案の資料にも始末書付とありますが、同一申請者で始末書付なのでどういう意味か気になったので教えてください。

(事務局) 農地転用を行う際は、自己所有地で違反転用がないことが要件の1つにあります。そのため、今回同一申請者で議案が出てきているのは、同時に手続きを行い、違反状態を解消するためです。取下げになりました議案第16号の始末書付の記載につきましては議案第17号と同じく追認できる土地ですので始末書付での対応となります。

(埴岡推進委員) 非農地証明でも出てきたので気になったので聞きました。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 17 号 3 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 17 号 3 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 17 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号
該当転用届 1 件について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 12 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 1 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 13 ページをお開きください。都市計画法第 29 条による『都市計画法施行規則第 60 条証明』のための営農証明を 1 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 2 件、耕作面積証明書を 1 件、計 4 件を発行したことを報告します。

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の転用届出について

資料 14 ページをご覧ください。令和 7 年 7 月 1 日付けで、農業委員会に届出され受理いたしましたことを報告いたします。
以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

山口委員どうぞ。

(山口委員) 審議していないのに委員会受理ってなんですか。市街化区域だからというのは分かりますが、事後報告だけなのでそれは委員会受理ではなくて会長専決じゃないんですか

(事務局) 審議はできないので報告にならざるを得ないかと思います。

(山口委員) 会長専決受理や事務局受理なら納得しますが、事後報告で何も説明がなく、委員会受理はおかしいと思います。

(事務局) 検討いたします。

(山口委員) よろしくをお願いします。

< 15 : 34 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・8月20日(水) 15:00～
場所：役場2階 大会議室

署 名 人	山口 金丸
署 名 人	植岡 洋子